

保国発 0330 第 1 号
平成 28 年 3 月 30 日

都道府県民主主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

行政不服審査法等の施行について（通知）

平成 26 年 6 月 13 日に公布された行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「新行審法」という。）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号。以下「整備法」という。）並びに平成 27 年 11 月 26 日に公布された行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 27 年政令第 392 号。以下「整備政令」という。）については、行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 390 号）により、本年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

また、整備法及び整備政令においては、新行審法等の施行に伴い、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）についても所要の改正が行われたところである。

新行審法等、整備法による改正後の国民健康保険法等の主な改正内容は下記のとおりであり、本年 4 月 1 日から施行されるため、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に周知徹底を図るとともに、その運用に当たって十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 新行審法及び整備法

新行審法及び整備法の具体的な内容及び留意点については、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について（平成 28 年 1 月 29 日付け総務大臣通知）により示されているところであり、その内容について十分理解の上、その円滑な施行に向け、格別の御配慮をお願いしたい。

第2 国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正（整備法第143条、整備政令第43条関係）

1 国民健康保険法

(1) 審査請求期間（第99条関係）

審査請求期間について、改正前の国民健康保険法第99条における60日から、3月に延長したこと。

なお、これを踏まえ、「国民健康保険における高額介護合算療養費の支給等の事務の取扱いについて（平成21年4月3日保国発0403002号）」の様式例2について別添のとおり改正したこと。その他、各種様式において審査請求期間が記載されているものについては、教示に係る表記を適切に見直されたいこと。

(2) 保険者に対する通知（第100条関係）

国民健康保険審査会は、審査請求がされたときは、原処分をした保険者及びその他の利害関係人に通知をしなければならないこととされている。ただし、新行審法第24条において、審査請求書の不備が審査庁が定めた相当の期間内に補正されない場合その他不適法であって補正することができないことが明らかかな場合には、審理手続を経ずに審査請求を却下することができることと規定されている。このため、改正後の国民健康保険法においては、審理手続を経ずに審査請求を却下する場合には、保険者及びその他の利害関係人への通知を義務付けないこととしたこと。

2 国民健康保険法施行令

新行審法第19条第2項（審査請求書の提出）及び第50条第1項（裁決の方式）における記載事項の見直しに伴い、審査請求書及び裁決書の記載事項について所要の見直しを行ったこと。（第30条、第37条関係）